

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

太良町 平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	
自動車運転手	4	48	290,925	304,950	自家用自動車運転手	53	266,200	1.15
タイピスト					ワープロオペレーター	36	239,200	

平均給料月額とは19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の合計額である。

民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18年分)

技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
自動車運転手						1		1	1		
タイピスト								1			

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

なし

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職者不補充の方針である。したがって、新規採用も行わない。給与面に関しては国、県、近隣自治体の動向を踏まえて対処する。

3 具体的な取組内容

退職者不補充、行政職(一)への切替えにより、技能労務職員を削減中。

4 その他

技能労務職は退職者不補充職種としている。現在行っている業務を見直し、民間委託や業務廃止を視野にいれて適切に判断していく。